

名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緑政土木局所管の請負工事の施工成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負人を適正に評価・指導育成することにより公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、次の各号を除く最終請負金額が税込400万円以上の請負工事とする。

- (1) 単価契約工事
- (2) 緊急工事
- (3) その他局長が評定の必要がないと認めた工事

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、名古屋市緑政土木局検査員等指定規定に定める検査員及び監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、検査員は検査のつど、監督員は工事完了届を受理したときに行うものとする。

2 中間検査実施基準第2項にある「低入札価格調査を経て契約した工事」による中間検査については評定を行わないものとする。

(評定の通知)

第7条 市長は、工事の完成を確認したのち、遅滞なく、その評定を当該工事の請負人に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 通知済みの評定を修正する必要があると認められる場合は、別に定める審査委員会の審議を経て、評定を修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正をしたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負人に通知するものとする。

(評定の説明請求)

- 第9条 請負人は、市長に対し、第7条又は第8条による通知を受けた日から起算して閉庁日（「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く10日以内に、評定の内容について書面により説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定の再説明請求)

- 第10条 請負人は、市長に対し、前条第2項の回答を受けた日から起算して閉庁日を除く10日以内に、書面により再説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により再説明を求められたときは、別に定める審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(評定の公表)

- 第11条 第7条及び第8条により通知した評定の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱の運用にあたっての必要事項は別に定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。